

# 臨時休業中の校庭開放について

春日部市教育委員会

- 1 開放期間 3月23日(月)～3月31日(火) \*土日祝日は除く  
(4月からについては、後日また連絡します)
- 2 開放目的 臨時休業中における児童生徒の心身の健康維持のため
- 3 開放施設 市内公立小学校、中学校及び義務教育学校の校庭
- 4 利用施設 通っている学校の校庭
- 5 開放時間  
小学校 13:30～14:30 1～3年生  
          15:00～16:00 4～6年生  
中学校 13:30～14:30 1年生  
          15:00～16:00 2・3年生  
義務教育学校 13:30～14:30 1～4年生  
              15:00～16:00 5～9年生  

\*兄弟がいる場合はどちらかの時間を一緒に利用して構いません。
- 6 利用上のルール  
①登下校について  
・小学生は、保護者等と一緒に来ましょう。  
\*一時預かり及び学童の児童は担当の先生の指示に従いましょう。  
・中学生は、通常の登下校の方法とします。  
\*自転車通学者は自転車を許可します。  
②活動前後の手洗いやうがいなど感染防止策を徹底しましょう。  
③活動前に校門等で受付と健康観察を行います。  
④活動中について  
・小学生は、保護者等が見守る中で活動しましょう。  
・中学生は、安全面に配慮して活動しましょう。  
⑤中学生は活動中、学校指定のジャージ又は体育着を着用しましょう。  
⑥活動における用具等の貸出はしません。  
⑦遊具の使用は禁止とします。  
⑧密集・密着状況にならないように、注意して活動しましょう。